

# 出雲国風土記の地理的考察：枉北道について

吉田 薫

## 1. はじめに

『出雲国風土記』（733年編纂。略：風土記）には、主要交通路である正西道（東西幹線：山陰道）、枉北道（おうほくどう）、正南道、南西道、東南道及び正東道について、その経由地や区間距離等が記載されている。本稿は、このうち出雲国北域の交通路で、国庁付近の十字街（じゅうじのちまた）～島根郡家～千酌駅、及び島根郡家～秋鹿郡家～楯縫郡家～出雲郡家東辺を結ぶ枉北道のルートについて考察するものである。

風土記の記述内容は、出雲国風土記研究の集大成である島根県古代文化センター編『解説出雲国風土記』<sup>1)</sup>（略：『解説』）に基づく。また、風土記の地理データの照合に用いる地図は、奈良時代と同様に徒歩が重要な長距離移動の手段であったころの道路網が分かる国土地理院発行の大正4年測量1/25,000地形図（略：T4測量図）、T4測量図がない場所については、明治32年測量1/50,000地形図（略：M32測量図）を使用する。

（注）風土記記載の長さの単位は天平尺に基づく。1尺=29.7cm、1歩=6尺=1.782m、1里=300歩=534.6m、1丈=10尺=2.97m。

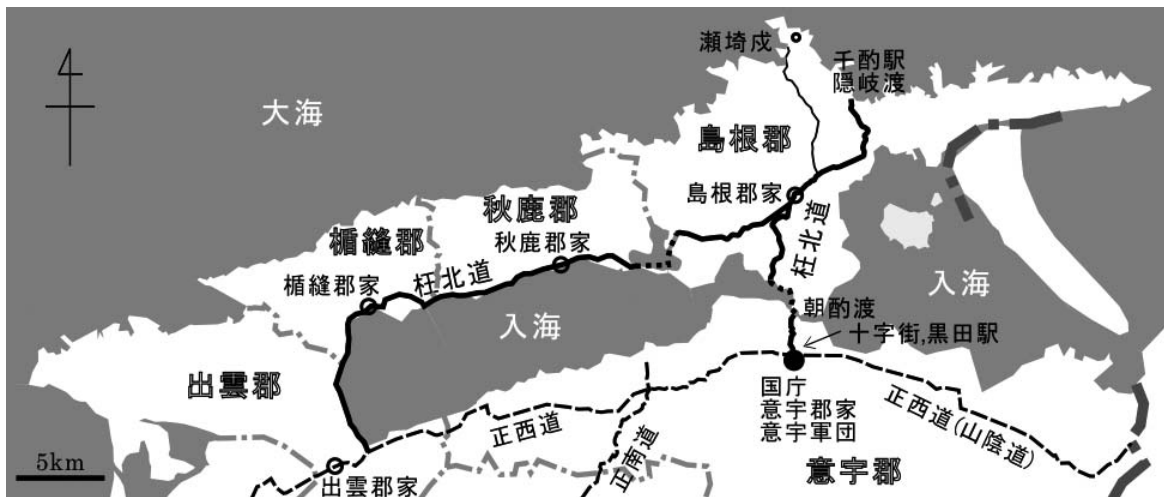


図-1 枉北道位置図 ※ルートは検討結果に基づく。

## 2. 風土記の記述内容

枉北道は、国庁付近の十字街を起点とし、十字街～島根郡家～千酌駅、及び島根郡家～秋鹿郡家～楯縫郡家～正西道（出雲郡家東辺）のルートである（図-1）。

枉北道の主要地点間の距離については、風土記の次の項目に記述されている。

- ①巻末：道のり、駅路、烽（とぶひ）、戌（まもり）
- ②各郡条：山野、海岸地形、通道（かよいじ）

表-1は、風土記の記載内容を、次の方針でまとめたものである。

- ① 十字街～島根郡家～千酌駅と、島根郡家～秋鹿郡家～楯縫郡家～正西道を区分する。

- ⑥ 上記①②の項目ごとにまとめる。
- ⑦ 各項目において区間の区切りや距離が異なる場合があるので、照合値として統一する。
- ⑧ 区間毎の照合値と図測値の比率（図測値／照合値）を示し、整合性を評価する。

表－1 枉北道：十字街～千酌駅、島根郡家～出雲郡家東辺

	風土記記載					照合値 a		図測値 b	比率 b/a	
	方角	道のり	駅等	經由	郡条	里歩	km	km		
千酌駅	北	17里180歩	34里140歩	高山: 7里210歩 (4.12km)	17里180歩	17里180歩	9.41	9.40	99.9%	
島根郡家	※東北									
高山	北	11里140歩			11里140歩	11里140歩	6.13	6.23	101.6%	
朝酌波	—	80歩			80歩	80歩	0.14	3.06	—	
十字街	北	4里266歩			4里260歩	4里266歩	2.61	2.66	101.9%	
島根郡家	西	15里80歩	—	—	15里80歩	15里80歩	8.16	8.52	104.4%	
佐太橋	—	3丈	—	—	—	※水路		3.74	—	
秋鹿郡家	西	8里200歩	—	—	8里200歩	8里200歩	4.63	4.67	100.9%	
秋鹿楯縫郡境	西	15里100歩	—	—	15里100歩	15里100歩	8.20	8.07	98.4%	
楯縫郡家	西	8里264歩	—	—	8里264歩	8里264歩	4.75	4.63	97.5%	
楯縫出雲郡境	西 ※西南	7里160歩	—	—	7里160歩	7里160歩	4.03	4.16	103.2%	
出雲郡家東辺	西 ※南	10里220歩	—	—	14里220歩	10里220歩	5.74	5.92	103.1%	
出雲郡家	—	—	—	—		4里	2.14	2.19	102.3%	
計	100里110歩(隠岐道:17里180歩) 総計記載:99里110歩					同左				
意宇郡家～茶白山	西北	—	—	—	3里129歩	3里129歩	1.83	登口設定	100.0%	
島根郡家～瀬崎成	東北 ※北	—	19里180歩	—	—	19里180歩	10.48	10.66	101.7%	
秋鹿郡家～朝日山	東北	—	—	—	9里40歩	9里40歩	4.88	4.91	100.6%	
楯縫郡家～大船山	東北	—	—	—	6里160歩	6里160歩	3.49	郡家設定	100.0%	

(注) ・方角は十字街～千酌駅は下段を、島根郡家～出雲郡家は上段を起点とする。  
 ・※は修正箇所。  
 ・高山登山口mdは分岐fから150m。  
 ・波は計に入れない。

### 3. 枉北道沿線の主要地点

枉北道沿線の各郡の郡家位置を含む主要地点の、現時点における確認状況は次のとおりである。

- ① 出雲国庁・意宇郡家：特定されている。

- ② 十字街　　：特定されている。
- ③ 朝酌渡　　：大橋川北岸の渡し場が、2020年12月に発掘された。
- ④ 島根郡家　：特定されていないが、福原町の芝原遺跡周辺とされる。
- ⑤ 秋鹿郡家　：特定されていない。
- ⑥ 楯縫郡家　：特定されていない。

郡家位置については、意宇郡家を除いて特定されていないので、郡家から主要な山の方角と距離を示す風土記の記述を逆にたどることにより推定する。なお、郡家から山までの距離は、郡家から登山口までの距離であることを既稿<sup>2) 3)</sup>で説明している。

#### 4. 既稿の修正

枉北道のうち、十字街～島根郡家～秋鹿郡家間のルートについては、既稿「出雲国風土記に載る国庁付近十字街～島根郡家～秋鹿郡家間の交通路の解説」<sup>4)</sup>において推定したところだが、その後の調査研究の成果を踏まえ、次の修正を行う。(軽微な修正の説明は省略する。)

- ① 朝酌渡の北岸(大橋川左岸)の渡し場が2020年12月に確認されたので、位置を修正する。
- ② 朝酌川北岸域は、現在のように陸化が進んでおらず水域・湿地帯であったと推定し、朝酌促戸の北岸渡し場は丘陵地付近とする。
- ③ 風土記には枉北道の総距離は99里110歩(隠岐道を含む)と記述されているのに対し、区間距離の合計は100里110歩となり1里多い。枉北道の一部区間のみを検討対象とした前稿<sup>4)</sup>においては不問としていたが、本稿では枉北道全体を俯瞰して見直す。

#### 5. 十字街～島根郡家

各地点及び推定ルートは、図-2に記述している。

##### (1) 出雲国庁・意宇郡家と十字街の位置

- ① 出雲国庁(国府)・意宇郡家  
出雲国庁(国府)は、松江市大草町での発掘調査により位置が特定されている。意宇郡家(黒田駅、意宇軍団が付属)は、その施設は見つかっていないものの出雲国庁と同位置とされる<sup>1)</sup>。
- ② 十字街  
十字街は、国庁近くの十字路とされている。現在は小道となっているが、案内板が立てられている。(写真-1)
- ③ 神名樋野(茶臼山)：郡家の西北三里一百二十九歩(1.83km)(意宇郡条-山野)

意宇郡のカンナビ山である茶臼山についての、風土記の記述は上記のとおりである。

意宇郡家から茶臼山登山口までのルートはOG～a～mcと推定される。方角・距離ともに風土記の記述どおりである。



図-2 枉北道：十字街～島根郡家



写真-1 十字街より朝酌渡方向（北方向）を望む

## (2) 島根郡家の位置

島根郡家の位置は特定されていないが、芝原遺跡がその関連施設とされる<sup>1)</sup>。郡家の位置は、近隣の主要な山である嵩山の位置より推定する。風土記の記述は次のとおりである。

- ① 布自枳美高山（嵩山）：郡家の正南7里210歩（4.12km）（卷末-烽）（島根郡条-山野）

上記より、島根郡家は嵩山北方に位置し、登山口mdを起点として4.12km（0.15+3.44+0.53）の芝原遺跡近傍の地点SGと推定する（写真-7）。

前稿<sup>4)</sup>においては、嵩山登山口から北進して枉北道に短距離で合流するルート（g~hの点線区間）が合理的であると考えたが、枉北道の区間距離の合計が100里110歩であるのに対し、総計として99里110歩と記載されている。これは、1里の重複区間があるためだと解釈する。（前稿<sup>4)</sup>のルートでは、重複距離は4里余りとなる。）よって、服部旦が示すルート<sup>5)</sup>を踏襲することとする。ただし同氏は、郡家近隣区間について郡家位置より福原町の集落を避けて南下するルートを示すが、本稿は、地図上の道をたどり、集落内を通るルートとする。

## (注) 納佐説について

島根郡家位置には、従来、「福原町説」（松江市：芝原遺跡周辺）と「納佐説」（松江市下東川津町）があった。『解説』は「福原町説」を本命としつつ、地図上に「納佐説」の位置を示す。

芝原遺跡発掘報告書<sup>6)</sup>によると、「納佐説」は朝山皓によるもので、5町=1里（筆者注：5尺=1歩）を基本とし、朝酌渡から十一里百四十歩、佐太橋から十五里八十歩の条件を満たす位置、を主たる根拠とする。

本稿は、次の理由により「納佐説」を否定する。

- ① 芝原遺跡は島根郡家域に含まれていた可能性が強いとされる<sup>6)</sup>。
- ② 風土記の尺度は6町=1里（筆者注：6尺=1歩）が定説である。
- ③ 後述のように水上交通路が存在したとすれば、朝酌渡からの距離及び佐太橋からの風土記記載距離はともに図測値と整合する。

## (3) ルートの比較検討

図-2によると、十字街a→朝酌渡（あさくみのわたり）南岸b、朝酌渡北岸c→島根郡家SGの方角はともに北であり、風土記の記述と合致する。

十字街a～朝酌渡bの距離については、照合値4里266歩（2.61km）に対し、図測値は2.66km（101.9%）であり、両者は整合する。

しかし、朝酌渡c（発掘箇所、写真-2、3）～島根郡家SGは、照合値11里140歩（6.13km）に対し、通説の

ルート（陸路）の図測値は8.52km（3.86+0.69+3.44+0.53、139.0%）であり、大差がある。よって、B：水路利用ルートを加え、比較検討する。

A：全陸路ルート

全区間8.52km（139.0%）を陸路でつなぐ前述のルートである。距離が大きく異なることの他に、陸路の歩行であれば、後掲の水域の情景描写を記入する動機が弱い、という疑念がある。

B：水路利用ルート

水路利用ルートでは、朝酌以北の距離11里140歩（6.13km）と図測値が整合する。

朝酌川北岸の渡し場dを内陸に設定したのは、図測値を照合値に近似させるためだが、当時、朝酌川周辺一帯は丘陵近くまで水域・湿地帯であったという解釈は可能である。

朝酌渡bから北岸渡し場dまでは水上交通路（＝朝酌促戸：あさくみのせと）を利用すると、渡し場d～島根郡家SGの図測値は6.23km（1.57+0.69+3.44+0.53、101.6%）となる。

「島根郡条－海岸地形」には、朝酌促戸の情景描写が載っている。

「朝酌促戸。東に通道（かよいじ）があり、西には平原がある。中央は渡しである。ここは筥（うけ）を東西に旦（わた）している。春秋に出入りする大小さまざまな魚が時として筥のあたりに集まって、飛び跳ねて風を押し水を突く勢いで、あるものは筥を破り、あるものは陸に跳ね上げられて干魚となって鳥に捕獲される。中略。朝酌渡。広さ八十歩ほどである。国庁から海辺に通う道である。」

（『解説』引用。筆者が読みを変えた原文：中央渡。則筥巨東西。）



写真－2 発掘された朝酌渡c（2020.12）

※島根県埋蔵文化財発掘調査センター・現地説明会資料より。



写真－3 朝酌渡cより対岸を望む



写真－4 朝酌促戸（推定）



写真－5 朝酌川の現在の船着場

※渡し場dは丘陵付近と推定。

促戸（せと＝瀬戸）とは、両側に陸地が迫った水路のことであり、音戸の瀬戸等、航路となっている場合が多い。南流する朝酌川が朝酌促戸とすれば、「東に通道、西に平原がある」という位置関係が合致する。また、東流する大橋川に対し、魚が遡上・降下するのと同じ東西方向に釜を渡すということはないであろう。さらに、釜の周辺で勢いよく跳ねる魚の描写は、船に驚いた魚の様子を水面間近な船上から観察したことを想わせる。風土記に水上交通についての記述はないが、朝酌渡には船が一隻あると記述されている。この船を利用し、島根郡家までの最短コースをたどることのできるB：水路利用ルートを選択するのが合理的である。

よって、十字街～島根郡家間については、B：水路利用ルートが採られたと推定する。

なお、朝酌促戸について、細川家本、倉野家本、日御碕本及び萬葉緯本のうち、萬葉緯本のみは朝酌促戸渡とする。



写真－6 h付近から嵩山を望む



写真－7 島根郡家周辺

※芝原遺跡周辺：南側より望む。

#### （4）島根郡家～千酌駅及び瀬崎戌

千酌駅及び瀬崎戌（まもり）についての、風土記の記述は次のとおりである。

- ① 千酌駅（隠岐渡）：郡家の北一十七里一百八十歩（9.41km）（巻末－道のり）
- ② 瀬崎戌：郡家の東北一十九里一百八十歩（10.48km）（巻末－戌）

図－3において、隠岐への航路がある千酌駅kに行くには、瀬崎戌へ行く道との分岐点jを經由して忠山の西側の道を通ると、図測値9.40km（2.13+7.27、100.0%）で千酌川の河口部に行き着く。

このルート沿いには、弁慶の伝承地が多くある。風土記編纂時より400数十年後のことだが、枉北道沿線で展開した物語なのだろう。

写真－8～10に現在の様子を示した。写真－8の弁慶越えた坂（略：弁慶坂）や写真－9辺りは、普通車が1台やっと通る幅である。佐太橋の幅（1丈、3m）を念頭に置いて類推すると、当時の道路幅は2～3m（6尺～1丈）であったと思われる。この辺りは、往時の枉北道の雰囲気を与えていると思われる。

山間部については、点線で現道を示した。現道の方が曲折し、距離も30%ほど長いのは、自動車が通れるように緩勾配としたためであろう。逆にいえば、当時の道は短距離だが上り下りの多い道だったということである。

『解説』は、駅家（うまや）の推定地を少し内陸の修理田（しんで）遺跡と紹介するが、渡し場は千酌川河口にあったと考えられる。

千酌川の河口部の様子を写真－11、12に示した。往時の川港の様子を彷彿とさせる。

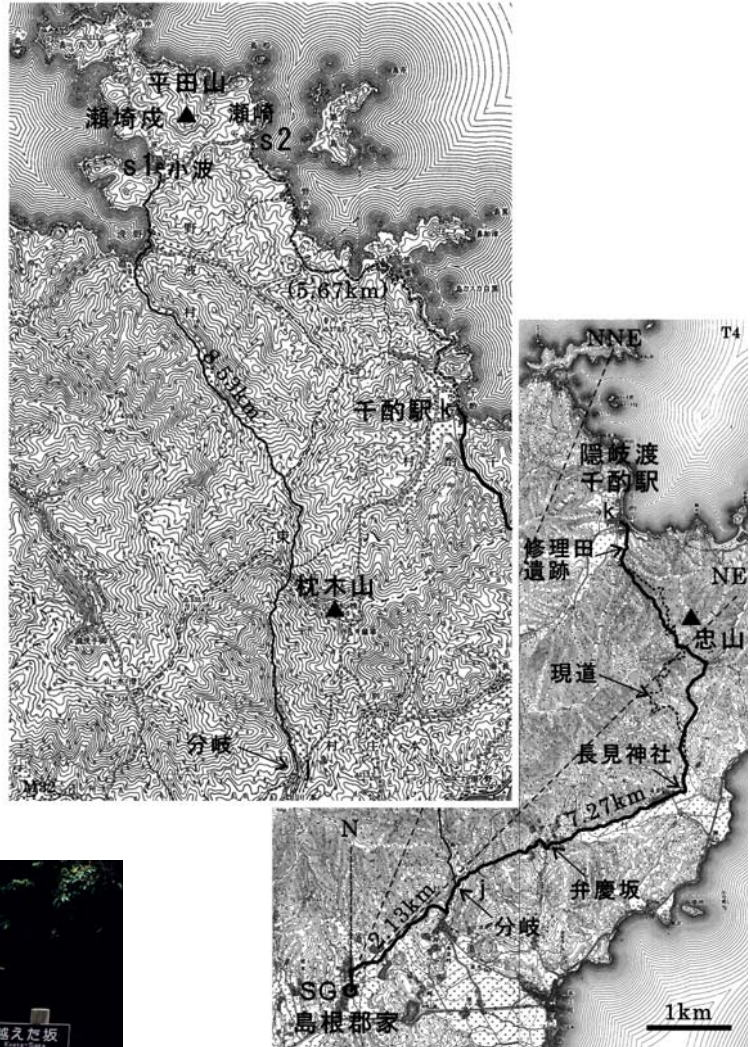


図-3 枉北道：島根郡家～千酌駅、瀬崎戌



写真-8 弁慶坂 ※千酌に向って急な下り。



写真-9 弁慶坂～長見神社間の枉北道



写真-10 長見神社と枉北道  
※周辺に弁慶の産湯、立岩、森がある。



写真-11 千酌と千酌川河口



写真-12 千酌川河口部

※深みがあり川港を想わせる。

瀬崎戌s1に行くには、分岐点jを經由し、枕木山の西側の道を通ると現在の小波までが図測値10.66km (2.13+8.53、101.7%)となる。瀬崎戌の位置は、その設置目的が外海の見張りとすれば、平田山山頂が適当である。現瀬崎では距離が合わず、また、広い範囲が展望できない。周辺全域の地名が「瀬崎」であった可能性を含め、その詳細は不明であり、今後の検討を要す。

瀬崎戌へのルートについては、千酌を經由して瀬崎に至るルート (SG~k~s2) も考えられるが、前掲② (一十九里一百八十歩) - 前掲① (一十七里一百八十歩) = 二里 (1.07km) に対し、図測値は5.67km (500%超)となり、全く距離が合わない。

なお、島根郡家からの方角については、千酌駅は東北、瀬崎戌は正北と修正する必要がある。

## 5. 島根郡家～秋鹿郡家

### (1) 秋鹿郡家の位置

秋鹿郡家と主要な山々の位置関係についての、風土記の記述は次のとおりである。

- ① 神名火山 (朝日山) : 郡家の東北九里四十歩 (4.91km) (秋鹿郡条-山野)
- ② 足日山 (経塚山) : 郡家の正北七里 (3.74km) (秋鹿郡条-山野)

秋鹿郡家の位置は、既稿「出雲国風土記に載る秋鹿郡の山に関する測量データの解釈」<sup>2)</sup>において示した。概要を述べる。

図-4において、経塚山の登山口を集落入口mkと仮定し、同図に記載されている道を南にたどって距離3.74kmをとり、郡家位置を宍道湖沿岸の現秋鹿町中心部AGと推定する (写真-14)。ここから経塚山の方角は、風土記の記述どおり正北である (表-2)。

次に、AGから道を逆にたどり、朝日山 (神名火山) に向かうと、図測値4.91km (3.74+1.17、100.6%) のところに実際の登山口ma (畑谷口) がある。朝日山山頂の方角も、記述どおり東北である。

よって、秋鹿郡家の位置は宍道湖沿岸の現秋鹿町の中心部と推定する。経塚山と朝日山についての、それぞれ独立した記述が整合することは、推定の信頼性を裏付ける。

なお、秋鹿郡家の候補位置とされるa1地点 (東長江町内陸部) 及びa2地点 (東長江町郡崎) は、風土記の記述の諸条件に当てはまらない。





図-4 島根郡家～秋鹿郡家の道のり

### (3) ルートの比較検討

島根郡家～秋鹿郡家間についての風土記の記述は次のとおりである。

- ①佐太橋（郡境）：島根郡家より西に一十五里八十歩（8.16km）

橋は、長さ三丈、広さ一丈（3m）ある（佐太川）。（巻末一道のり）

佐太川に関しては、次の記述がある。

「佐太河。中略。南へ流れて佐太水海に入る。水海の周り七里（3.74km）。鮒がいる。水海は入海に通じている。潮（みなと：水の出入り口）の長さは一百五十歩（270m）、広さは一十歩（18m）ある。」

（秋鹿郡家－河川・池）

- ②秋鹿郡家：（佐太橋より）西に八里二百歩（4.63km）（巻末一道のり）

①②に基づく、島根郡家～佐太橋～秋鹿郡家間の合計距離は12.79kmとなる。

図-4によると、島根郡家～秋鹿郡家間は、直線距離でも13.87km（108.4%）であり、誤写または不記載区間の存在が考えられるが、まずは誤写とはとらえずに検討を進めるべきであろう。

図-4において、島根郡家～佐太橋～秋鹿郡家間の交通路について候補3ルートを示した。

#### A：陸路山側ルート

陸路山側ルートは、島根郡家SG～m～n～佐太橋oのルートで、概ね山際を通る。図測値は10.47km（2.63+5.89+1.95、128.3%）である。o地点からは山地を横切る経路を採り、秋鹿郡家AGに至る。図測値は8.61km（186.0%）である。両区間ともに図測値は照合値よりかなり大きい。

方角については、島根郡家SG→佐太橋oは風土記の記述どおり西方向だが、佐太橋o→秋鹿郡家AGは西ではなく西南方向となる。

#### B：水路利用ルート

水路利用ルートは、島根郡家SGから山際を通りn地点に至り、次にq地点まで船を利用し、上陸して秋鹿郡家AGに行く、というものである。図測値は、島根郡家SG～n地点8.52km（2.63+5.89、104.4%）、n地点～q地点3.74km、q地点～秋鹿郡家AGは4.67km（100.9%）であり、陸路区間は照合値と整合する。

図-4によると、n地点及びq地点ともに丘陵と水田の境界部であり、風土記時代には佐太水海の範囲内で、水上交通路や渡し場があったと推察する。

なお、佐太水海の範囲及び周り（めぐり）については、既稿「出雲国風土記に載る水海の周り（めぐり）について」<sup>7)</sup>で論考し、めぐりとは周囲長ではなく航路長（7里=3.74km）であると推定した。

長さ三丈（9m）の佐太橋とは栈橋のことと理解したいが、現在のところ裏付けはない。

方角については、島根郡家SG→佐太橋oは西方向、佐太橋o→秋鹿郡家AGは西方向であり、いずれも風土記の記述どおりである。

**C：陸路沿岸ルート**

陸路沿岸ルートは、道のないショートカット区間を含め、宍道湖沿岸まで直線的にルート設定をしたものである。図測値は、島根郡家SG～佐太橋pは9.92km（2.63+7.29、121.6%）、佐太橋p～秋鹿郡家AGは6.73km（2.06+4.67、145.4%）である。両区間ともに図測値は照合値よりかなり大きい。方角については、島根郡家SG→佐太橋oは西ではなく西南方向であり、佐太橋o→秋鹿郡家AGは風土記の記述どおり西方向である。

以上をまとめると、表-2のとおり、B：水路利用ルートが風土記の記述と最も整合性がよい。よって、島根郡家SG～秋鹿郡家AG間についても、水路が利用されたと考える。

表-1 枉北道：十字街～千酌駅、島根郡家～出雲郡家東辺

地点	出雲国風土記			A:陸路山側ルート			B:水路利用ルート				C:陸路沿岸ルート					
	方角	記載値		区間	方角	図 b (km)	比率 b/a	区間	方角	図 b (km)	比率 b/a	区間	方角	図 b (km)	比率 b/a	
		里歩	a (km)													区間
島根郡家																
佐太橋(波)	西	15里 80歩	8.16	SG-o	○	10.47	128.3%	SG-n	○	8.52	104.4%	SG-p	×	9.92	121.6%	
		3丈	9m	o		—		n-q	—	3.74	(水路)	p		—		
秋鹿郡家	西	8里 200歩	4.63	o-AG	×	8.61	186.0%	q-AG	○	4.67	100.9%	p-AG	○	6.73	145.4%	

(注)図 b (km)は図測値。



写真-13 佐太水海（推定）n付近から対岸を望む



写真-14 秋鹿郡家（推定）付近

6. 秋鹿郡家～楯縫郡家

(1) 楯縫郡家の位置

楯縫郡家と主要な山々の位置関係についての、風土記の記述は次のとおりである。

- ① 神名樋山（大船山）：郡家の東北6里160歩（3.49km）（楯縫郡条—山野）
- ② 阿豆麻夜山（檜ヶ山）：郡家の正北5里40歩（2.74km）（楯縫郡条—山野）

楯縫郡家の位置は、既稿「出雲国風土記の地理的考察：楯縫郡の郡家と神名樋山について」<sup>3)</sup>で推定した。その概要は次のとおりである。

楯縫郡家の位置は、大船山登山口を起点として探索する。大船山登山口は山麓の道の終点moを起点として方角に留意しつつ山すそ・谷筋の道をたどって距離3.49kmをとると、旧平田市岡田町（現出雲市）の一角TGに行き着く。この地点から大船山山頂の方角は東北であり、風土記の記述と一致する。

檜ヶ山については、郡家位置TGから道を正北に進むと、2.78km（101.5%）で集落の十字路maに行き着く。登山口の位置として適当であろう。また、郡家→檜ヶ山は北方向である。

大船山と檜ヶ山について整合する結果が得られたことは、郡家位置推定の信頼性を担保する。

写真-16は、旧平田市岡田町の楯縫郡家の推定位置周辺の様子である。郡家の立地は、浸水の恐れがなく、高燥で見晴らしのよい高台であったことだろう。



図-5 秋鹿郡家～楯縫郡家の道のり

※大船山山頂は、既稿<sup>3)</sup>の検討に基づき地理院地図鍋池山の位置としている。

## (2) 秋鹿郡と楯縫郡の郡境

風土記は、秋鹿郡から楯縫郡までの道のりを、次のように記述している。

- ① 郡の西の堺 : 秋鹿郡家より西に一十五里一百歩（8.20km）（巻末一道のり）
- ② 楯縫郡家 : （西の堺より）八里二百六十四歩（4.75km）（巻末一道のり）
- ③ 伊農橋 : 秋鹿郡家から一十五里一百歩（8.20km）（秋鹿郡条一通道）
- ④ 伊農川（伊野川） : 楯縫郡家から八里二百六十四歩（4.75km）（楯縫郡条一通道）

上記をまとめると、秋鹿郡家より西に15里100歩（8.20km）のところ郡境の伊農橋（伊野川）があり、そこから8里264歩（4.75km）で楯縫郡家に行き着く、ということである。したがって、秋鹿郡家～楯縫郡家間の距離は、24里64歩（12.95km）となる。

図-5に示すように、秋鹿郡家AG～伊野川sの図測値は5.34km（65.1%）、伊野川s～楯縫郡家TGの図測値は

7.36km (1.17+1.56+4.63、154.9%) であり、全く合わない。ところが、秋鹿郡家AG～楯縫郡家TGは12.70km (5.34+1.17+1.56+4.63、98.1%) と整合する。

そこで、郡境をu地点に変更すると、秋鹿郡家AG～郡境uは8.07km (98.4%)、郡境u～楯縫郡家TGは4.63km (97.5%) となり整合する。

現伊野川は川幅9mほどで、用水供給のため、山すそに付け替えられた河道であり、地形から判断すると元々(原伊野川)は平地の中央低地部を流下していたと推定される。

秋鹿郡と楯縫郡の郡境は、現在までに何度か移動している。図-6に示す江戸時代の「雲陽十郡絵図」(推定天保年間1830～1844)<sup>8)</sup>は、上・下伊野村と小境村の間の山地に描いている。この境界は、明治以降の八束郡と簸川郡の境界に引き継がれ、昭和35年(1960)に伊野村が旧平田市に合併されるまで続いている。そして現在は、伊野川よりも東の十膳山山頂を経由する分水嶺が松江市と出雲市の境界となっている。

写真-15を見ると、牛の首(風土記:自毛埼)は海上における明確なランドマークである。ここを郡境の起点として東に向かえば、最初の尾根伝い(図-6の推定郡境)に南下することが自然である。これが原初の郡境であったと思われる。なお、図-5において入海付近で郡境を西に曲折させているのは、照合値に合う尾根筋を選択したためである。



図-6 雲陽十郡絵図<sup>8)</sup>(部分) ※推定天保年間1830～1844。



写真-15 約5km東の魚瀬(おのせ)漁港付近から望む牛の首



写真-16 楯縫郡家(推定)付近 ※大船山は地理院地図鍋池山。

加えて、原伊野川西岸に位置する伊努社（伊努神社）は、秋鹿郡条に記載されていることから、伊野川を郡境とすることは疑われる。『伊野郷土誌』も、伊農郷（伊野村）を分断することになる伊野川を郡境とすることに疑問を呈している<sup>9)</sup>。

整理すると次のとおりである。

- ① 風土記記載の距離に基づくと、郡境は伊野川よりも西側となる。
- ② 牛の首を起点として東側に郡境を定めるとすれば、最初の尾根伝いが適当である。
- ③ 原伊野川西岸に位置する伊努神社は、風土記の秋鹿郡条に記載されている。
- ④ 伊野郷（旧村）を分断することとなる伊野川を郡境とすることは不自然である。

風土記編纂時期に何らかの混乱があったのではなかろうか。

ちなみに、郡境u付近の地名は小境であり、“こおりさかい（郡境）”を連想させる。

方角については、秋鹿郡家AG→郡境u及び郡境u→楯縫郡家はいずれも西であり、風土記の記述と一致する。

郡境u～楯縫郡家TGについては、いくつかのルート（山側Aルート、沿岸Bルート、その他）が想定できるが、本稿は、風土記記載値に近く、雲陽十郡絵図（図-6）にも載るAルートを採用する。

以上の秋鹿郡家～楯縫郡家間の境界位置の比較について、表-3にまとめた。

表-3 秋鹿郡家～楯縫郡家間の境界位置の比較

	風土記記載値		図測値 km	境界位置					
	里歩	km		伊野川		絵図境界		郡境（推定）	
				km	比率	km	比率	km	比率
秋鹿郡家	15里100歩	8.20	5.34	5.34	65.1%	6.51	79.4%	8.07	98.4%
伊野川			1.17	7.36	154.9%				
絵図境界			1.56						
分水嶺	4.63	6.19	130.3%			4.63	97.5%		
楯縫郡家									
計	24里64歩	12.95	12.70	12.70	98.1%	12.70	98.1%	12.70	98.1%

（注） ・比率は、風土記記載値に対する図測値の比率である。  
 ・郡境（推定）～楯縫郡家間は風土記記載値に距離が近いAルート。

### （3）山側ルートの可能性

秋鹿郡～楯縫郡家間の前述のルートは、入海（宍道湖）沿岸を想定している。ここでは、山側を通るルートの可能性を検討する。風土記には、次の里程記事がある。

- ① 伊農山（秋葉山）：秋鹿郡家の正西一十六里（8.55km）（秋鹿郡条－河川・池）  
 「伊農川。源は郡家の正西一十六里の伊農山から出て、南に流れて入海に入る。」（風土記記述）
- ② 伊農橋：郡家から一十五里一百歩（8.20km）（秋鹿郡条－通道）
- ③ 伊農川（伊野川）：楯縫郡家から八里二百六十四歩（4.75km）（楯縫郡条－通道）

伊農山までの距離一十六里は、郡家から楯縫郡境の伊農橋に行く道の距離一十五里一百歩に近い数値であり、枉北道は伊農山近辺を通過していたことも考えられる。

図-5において、Xルートを採用した場合、秋葉山登山口miまで8.52km（4.50+2.99+1.03、99.6%）、郡境a5まで8.16km（4.50+2.99+0.67、99.5%）、郡家からの方角も概ね正西であり、風土記の記述と整合する。

しかし、郡境a5～楯縫郡家TGまでは、照合値4.75kmに対し、直線距離でも6.41km（134.9%）であり、はるかに長い。よって、秋鹿郡から楯縫郡に向かう通道がa5地点を経由していた可能性はないと考える。

なお、Yルートの場合（Xルートとほぼ同距離）も同様である。

## 6. 楯縫郡家～出雲郡家

### (1) 出雲郡家の位置

出雲郡家の位置は、現在のところ不明とされる。郡家位置に関する風土記の記述は次のとおりである。

- |                      |                                  |                           |
|----------------------|----------------------------------|---------------------------|
| ① 出雲郡家東辺の正西道         | 楯縫郡境より西に一十里二百二十歩 (5.74km)        | (卷末一道のり－枉北道)              |
| ② 出雲郡家               | 佐雑埼 (意宇郡境) より西に一十三里六十四歩 (7.06km) | (卷末一道のり－正西道)              |
| ③ 出雲河 (斐伊川)          | 出雲郡家より西に二里六十歩 (1.18km)           | (卷末一道のり－正西道)<br>(出雲郡条－通道) |
| ④ 馬見烽 (とぶひ、坪背山)      | 出雲郡家の西北三十二里二百四十歩 (17.53km)       | (卷末－烽)                    |
| ⑤ 多夫志烽 (旅伏山)         | 出雲郡家の正北一十三里四十歩 (7.02km)          | (卷末－烽)                    |
| ⑥ 神名火山 (仏経山)         | 郡家の東南三里一百五十歩 (1.87km)            | (出雲郡条－山野)                 |
| ⑦ 出雲御崎山 (弥山)         | 郡家の西北二十七里二百六十歩 (14.90km)         | (出雲郡条－山野)                 |
| ⑧ 多義村 (大原郡境)         | 郡家より一十五里三十八歩 (8.09km)            | (出雲郡条－通道)                 |
| ⑨ 宇加川 (楯縫郡境)         | 郡家より一十四里二百二十歩 (7.88km)           | (出雲郡条－通道)                 |
| ⑩ 出雲郡家東辺の枉北道と正西道との交点 | 郡家より四里 (⑨7.88km－①5.74km=2.14km)  |                           |

⑩は、①及び⑨より、出雲郡家から枉北道と正西道との合流点xまでの距離を求めたものである。

上記のルートはいずれも、斐伊川の流送土砂の堆積や開発により変貌著しい平野部を通過するので、その推定が難しい。特に長距離の場合は、不確実性が高い。

比較的短距離の③⑥にも次のような問題がある。

③：斐伊川は河道変遷しており、渡河地点が推定できない。⑥：仏経山はいくつもの登山口が想定でき、郡家からのルートを特定することが困難である。

よって、⑩で示した距離2.14kmと、出雲郡家の東側で発掘された山陰道跡 (杉沢遺跡) をもとにして、出雲郡家の位置を推定する。ただし、別の記述等より裏付けができないため、他の郡家位置よりも推定の精度は低い。

### (2) ルートの検討

楯縫郡から出雲郡境までの距離に関する、風土記の記述は次のとおりである。

- |                      |                                   |              |
|----------------------|-----------------------------------|--------------|
| ① 郡境                 | 楯縫郡家より西に七里一百六十歩 (4.03km)          | (卷末一道のり)     |
| ② 宇加川 (宇賀川)          | 楯縫郡家より七里一百六十歩 (4.03km)            | (楯縫郡条－通道)    |
| ③ 出雲郡家東辺の正西道         | 楯縫郡境より西に一十里二百二十歩 (5.74km)         | (卷末一道のり－枉北道) |
| ④ 宇加川 (楯縫郡境)         | 出雲郡家より一十四里二百二十歩 (7.88km)          | (出雲郡条－通道)    |
| ⑤ 出雲郡家東辺の枉北道と正西道との交点 | 出雲郡家より四里 (④7.88km－③5.74km=2.14km) |              |

⑤は、前述のように、出雲郡家～合流点xまでの距離であり、③④より求めたものである。

①②を合わせると、楯縫郡と出雲郡の境界は宇加川 (宇賀川) wであり、楯縫郡家からの距離は4.03kmということである。図-7によると、この辺りの境界は著しく曲折している。湿地帯であり、境界となる河道が曲折していたためと思われる。

この間の推定ルートの図測値は4.16km (103.2%) であり、整合する。

郡境wから、村境や旧道をたどって仏経山を目標に南下すると、風土記の記述どおりに「出雲郡家の東辺」に

あたるx地点で正西道に到達する。照合値5.74kmに対し、図測値は5.92km（103.1%）であり、整合する。なお、図-7には斐伊川及び新川が表示されているが、風土記時代にはこの位置に存在しないので、渡河に配慮する必要はない。

この辺りは、後代の平野の拡大のため推定が難しく、図に示す枉北道は概略ルートである。ただし、方向と距離は再現できていると思われる。

図-1を合わせ見ると、入海沿いのルートであったようだ。

正西道に達した後、西に向かうと、古代山陰道跡の杉沢遺跡を經由して出雲郡家IGに到達する。照合値2.14kmに対し図測値2.19km（102.3%）となり、整合する。

方角については、楯縫郡家TG→郡境wは西を西南に、郡境w→正西道xは西を南に修正しなければならない。

なお、『解説』は枉北道について、出雲郡家に直進するようなルートを図示するが、「出雲郡の解説」において「枉北道については全く不明であり、概念的なものである」としている。

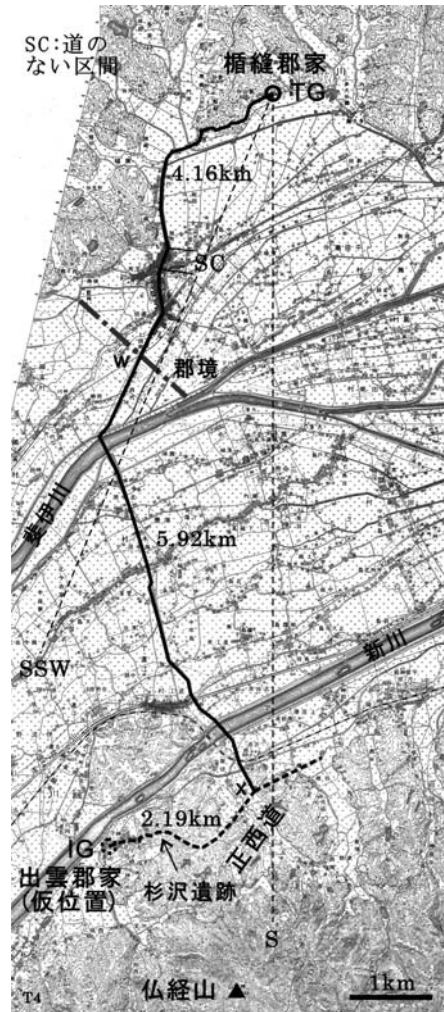


図-7 楯縫郡家～出雲郡家東辺



写真-17 楯縫郡家辺りから南方を望む

※大黒山と高瀬山近隣の荒神谷・加茂岩倉遺跡から多数の青銅器出土。仏経山は出雲郡の神名火山。

## 7. 総距離

枉北道の総距離について、風土記には次のように記されている。

- ① 枉北道           ：九十九里一百十歩（53.12km）   （卷末一道のり）
- ② うち隠岐道       ：一十七里一百八十歩（9.41km）   （卷末一道のり）

枉北道の各区間の合計は、表-1に基づく100里110歩（正西道4里除く）となる。前述のとおり、島根郡家付近に重複区間があったと考えて1里減ずると、距離は一致する。

隠岐道については、表-1に示した島根郡家～千酌駅間の数値17里180歩と同一である。

## 8. ま と め

枉北道は、国庁付近の十字街を起点とし、入海（宍道湖）北岸を島根郡家、秋鹿郡家、楯縫郡家を結んで出雲郡家東辺の正西道（山陰道）に至る出雲国の主要道路の一つである。しかし、そのルートについては、郡家の位置が不明なこともあり明確ではなかったが、本稿では、次のような手法により、その推定を行った。

① 奈良時代と同様、徒歩が重要な交通手段であった頃の道が載る地図（T4測量図、M32測量図）を用いる。T4測量図等に表示された道筋は、風土記時代と全く同一ではないにしても、徒歩移動という重要な共通点があるので、そう違わないと思われる。江戸時代のもは「絵図」であり、大まかな地形と相対的な位置を示すに過ぎない。また、近年の地図は、昭和以降の自動車交通の発達による道路の平面形状及び道路網の著しい改変があり、風土記時代の推定に不向きである。

② 各郡家の位置を主要な山の位置から推定する。

○布自枳美高山（嵩山） → 島根郡家

○神名火山（朝日山） → 秋鹿郡家

○神名樋山（大船山） → 楯縫郡家

③ 風土記記載の各区間距離と整合するように地図上でルートを設定する。

推定誤差及び測量誤差を合わせ、概ね±5%以内を目安とする。

比較検討の結果、次の事情を前提として、概ね風土記の記述どおりに枉北道のルート推定できた。

④ 水上交通路の存在

朝酌促戸及び佐太水海は、水上交通路として利用された。水路と陸路を併用することで、合理的な行程となる。

水上交通が不記載とされた理由は不明である。当時、高規格の山陰道（幅約9m、直線的ルート<sup>1)</sup>）の建設に見られるように、陸路優先・水上交通排除という政策があったのだろうか。

⑤ 郡境の移動

風土記には、秋鹿郡と楯縫郡の境界は伊農川（伊野川）という記述がある。しかし、両郡家と郡境の距離は、ともに図測値を大きく逸脱するが、両方を合わせた郡家間距離は図測値と整合する。郡境の位置を、西側の尾根筋に移動させて計測したところ、風土記の記述に整合する結果が得られた。

⑥ 正西道との合流点

風土記には、枉北道は出雲郡家東辺で正西道に合流する、と載る。合流点を、出雲郡家より東側4里の地点と推定し、その位置を図示した。

⑦ 重複区間の存在

枉北道の総距離は99里110歩（隠岐道を含む）と記述されているが、区間距離を合計すると100里110歩となる。差の1里は、島根郡家付近の重複区間と推定した。

ただし、多くの不確定要素がある中での推定であり、今後の発掘調査等の成果により、適宜修正していく必要がある。個人的には、発掘調査等による各郡家位置の早期の解明を望むところである。



参考文献

- 1) 島根県古代文化センター：解説出雲国風土記, pp49-50, p54, pp66-70, p76, pp78-80, p88, p90, pp108-111, p114, pp128-132, p140, p149, pp154-155, pp235-244, 2016.
- 2) 吉田薫：『出雲国風土記』に載る秋鹿郡の山に関する測量データの解釈, 土木学会論文集D2 (土木史) vol74, pp.10-13, 2018.
- 3) 吉田薫：出雲国風土記の地理的考察：楯縫郡の郡家と神名樋山について, 古代文化研究, pp81-88, 島根県古代文化センター, 2019.
- 4) 吉田薫：『出雲国風土記』に載る国庁付近十字街～島根郡家～秋鹿郡家間の交通路の解説, 土木学会論文集D2 (土木史) vol74, pp.42-45, 2018.
- 5) 服部旦：『出雲国風土記』島根郡家の比定, 大妻女子大学文学部紀要21, pp13-14, p21, 1989.
- 6) 松江市教育委員会：芝原遺跡, pp128-132, p135, 1989.
- 7) 吉田薫：『出雲国風土記』に載る水海の周り（めぐり）について, 土木学会論文集D2 (土木史) vol77, pp.1-4, 2021.
- 8) 雲陽十郡絵図：島根大学附属図書館, 推定天保年間1830～1844.
- 9) 伊野郷土誌編纂委員会, 伊野郷土誌, p97, 1993

参考：『解説出雲国風土記』における距離数値について

『解説出雲国風土記』において示される距離数値は、従前の研究成果を踏襲したものである。各写本における記載数値を比較すると、その全てが写本に載る数値であり、近年の研究による作成値ではないことが分かる。

数値採用の手順を要約すれば、次のようであろう。①細川家本をベースとする（『解説』P9）、②巻末・道のりと郡家で異なる場合は、実距離を参考にする（×11里180歩）、正確な表記を採用する（×8里300歩、×15里歩）等。意宇郡家～茶臼山の距離については、『出雲風土記鈔』他の記載値を採用しているが、『鈔』（注釈本）は郡家位置を推定（確定は昭和40年代以降）して実距離に見合うように修正している可能性がある。

参表 出雲国風土記の各写本の距離表記

	『解説』		出雲国風土記写本						
	方角	道のり	細	倉	蓬	碕	セ	鈔	萬
島根郡家～千酌駅	北	17里180歩	17里180歩	17里180歩	17里180歩	17里180歩	17里180歩	17里180歩	17里180歩
島根郡家～千酌駅	—	—	11里180歩	11里180歩	11里180歩	11里180歩	11里180歩	19里180歩	11里180歩
朝酌渡（郡境）～島根郡家	北	—	11里140歩	11里140歩	11里140歩	11里130歩	11里130歩	11里130歩	11里130歩
島根郡家～朝酌渡（含海上80歩）	—	—	11里220歩	11里220歩	11里220歩	11里220歩	11里220歩	17里180歩	11里220歩
朝酌渡	—	—	80歩	80歩	80歩	80歩	80歩	80歩	80歩
島根郡家～海上	—	80歩	80歩	80歩	80歩	80歩	80歩	80歩	80歩
十字街～朝酌渡（郡境）	北	4里266歩	4里266歩	4里266歩	4里266歩	4里266歩	4里266歩	4里260歩	4里266歩
意宇郡家～十字街～朝酌渡	—	4里260歩	4里260歩	4里260歩	4里260歩	4里260歩	4里260歩	4里260歩	4里260歩
島根郡家～佐太橋（郡境）	西	15里80歩	15里80歩	15里80歩	15里80歩	15里80歩	15里80歩	15里80歩	15里80歩
島根郡家～佐太橋	—	—	15里80歩	15里80歩	15里80歩	15里80歩	15里80歩	15里80歩	15里80歩
佐太橋	—	3丈	3丈	3丈	3丈	3丈	3丈	3丈	3丈
佐太橋（郡境）～秋鹿郡家	西	8里200歩	8里300歩	8里300歩	8里300歩	8里300歩	8里300歩	8里300歩	8里300歩
秋鹿郡家～佐太橋	—	—	8里200歩	8里200歩	8里200歩	8里200歩	8里200歩	8里200歩	8里200歩
秋鹿郡家～秋鹿楯縫郡境	西	15里100歩	15里100歩	15里100歩	15里100歩	15里100歩	15里100歩	15里100歩	15里100歩
秋鹿郡家～楯縫郡境	—	—	15里歩	15里歩	15里歩	15里歩	15里歩	15里	15里歩
秋鹿楯縫郡境～楯縫郡家	西	8里264歩	8里264歩	8里264歩	8里264歩	8里264歩	8里264歩	8里264歩	8里264歩
楯縫郡家～秋鹿郡境	—	—	8里264歩	8里264歩	8里264歩	8里264歩	8里264歩	8里264歩	8里264歩
楯縫郡家～楯縫出雲郡境	西	7里160歩	7里160歩	7里160歩	7里160歩	7里160歩	7里160歩	7里160歩	7里160歩
楯縫郡家～郡家～出雲郡境	—	—	7里160歩	7里160歩	7里160歩	7里160歩	7里160歩	7里160歩	7里160歩
楯縫出雲郡境～出雲郡家東辺	西	10里220歩	10里220歩	10里220歩	10里220歩	10里220歩	10里220歩	10里220歩	10里220歩
出雲郡家～楯縫郡境	—	14里220歩	14里220歩	14里220歩	14里220歩	14里220歩	14里220歩	14里220歩	14里220歩
総計	—	99里110歩	99里100歩	99里100歩	99里100歩	99里100歩	99里100歩	90里100歩	99里100歩
隠岐道	—	17里180歩	17里180歩	17里180歩	17里180歩	17里180歩	17里180歩	17里180歩	17里180歩
駅路：黒田駅～千酌駅	北	34里140歩	34里140歩	34里140歩	34里140歩	34里140歩	34里140歩	34里110歩	34里140歩
戊：島根郡家～瀬崎戊	東北	19里180歩	19里180歩	19里180歩	19里180歩	19里180歩	19里180歩	19里180歩	19里180歩
意宇郡家～茶臼山	西北	3里129歩	129歩	129歩	129歩	129歩	129歩	3里129歩	3里129歩
島根郡家～高山	正南	7里210歩	7里210歩	7里210歩	7里210歩	7里210歩	7里210歩	7里210歩	7里210歩
秋鹿郡家～朝日山	東北	9里40歩	9里40歩	9里40歩	9里40歩	9里40歩	9里40歩	9里40歩	9里40歩
楯縫郡家～大船山	東北	6里160歩	6里160歩	6里160歩	6里160歩	6里160歩	6里160歩	6里160歩	6里160歩

(注)・各本は島根県古代文化センター編『出雲国風土記一地図・写本編一』(2022.03)による。細：細川家本、倉：倉野家本、碕：日御碕神社本、蓬：蓬左文庫本、セ：古代文化センター本、鈔：出雲風土記鈔、萬：萬葉緯本。  
・着色欄は『解説』と異なる数値。